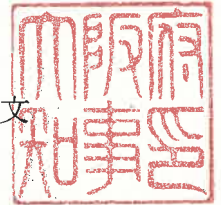


環保第1306号
令和8年6月23日

大阪府環境審議会
会長 櫻木 弘之 様

大阪府知事 吉村 洋文



今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

大阪湾の環境の保全・再生・創出については、国の総量削減基本方針に基づき9次にわたり総量削減計画を策定するとともに総量規制基準を設定して、化学的酸素要求量(COD)等の汚濁物質の総量の削減等に取り組んできました。また、国の瀬戸内海環境保全基本計画に基づき大阪府計画を策定して、湾奥部における生物が生息しやすい場の創出等の取組みを進めてきました。

大阪府ではこれらの計画に基づく施策をより一体的に推進するため、両計画を一つの計画として令和4年10月に『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン」を策定しており、概ね5年ごとに施策の進捗状況について点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

令和8年5月に中央環境審議会から第10次水質総量削減の在り方について答申されました。本答申においては、指定水域では依然として湾奥部等の水質改善や貧酸素水塊への対応といった水環境保全上の課題が残る海域が存在する一方、一部の海域では栄養塩類の不足による水産資源への影響についての指摘があることから、今後は、特定の水域ごとに目指すべき水環境の姿を地域が主体となって定め、きめ細やかな水環境管理への転換を図ることが重要であり、これまで削減のみを目標としてきた総量削減制度について「総量管理制度」に転換することなどにより、総合的な水環境管理の実現を図るとされています。

今後、国においては、本答申等を踏まえ、総量削減基本方針の策定が行われる予定であり、それを受けて大阪府において『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン」の見直しをおこなう必要があります。

つきましては、総量削減基本方針及び大阪湾の状況を踏まえた、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。